

19宇市人第89号  
平成19年5月2日

宇治市職員労働組合  
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

### 特別休暇の一部見直しについて（提起）

急速な少子化の流れを変えるため、次代の子供を安心して生み、育てることができる環境整備に取り組むことが必要です。このような中、男女を問わず職員一人ひとりが能力を十分発揮し、意欲的に職務に取り組むとともに、家庭における育児や家事など家庭責任を果たしていくことは、職員の福祉を増進し、ひいては公務の効率化の向上につながるものです。ついては、職員が仕事と育児の両立が図れるよう特別休暇を見直します。具体的には、男性職員の育児参加を促進するため、配偶者出産休暇を廃止し、男性職員の育児参加及び配偶者出産休暇を下記のとおり創設します。

次に、夏季における休暇・専免については、総務省より夏季休暇とは別に夏季保健及び厚生対策専免を付与することは不適切であるとの指摘がある中、夏季保健及び厚生対策専免を廃止し、夏季休暇に統合します。日数については、国及び民間事業所の状況等を見る中で下記のとおり変更します。

### 記

#### （1）男性職員の育児参加及び配偶者出産休暇

配偶者が出産する場合で、当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育等を行うとき。期間は、出産予定日を含む8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日の翌日から8週間までの期間において8日以内とします。

取得単位は、1時間、半日及び1日のいずれかとします。

(2) 夏季休暇は5日以内に変更します。ただし、経過措置として、平成19年度は7日以内、平成20年度は6日以内とし、平成21年度以降を5日以内とします。なお、取得期間、取得単位は、平成18年度と同様とします。

(3) 実施時期

(1)、(2)の実施時期は、平成19年7月1日からとします。